平成２７年（フ）第７９０号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番11―207号
債務者　橘田　祐莉
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０７号
神戸市須磨区北落合３丁目38番218―1010号
債務者　森下駒瑠実
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２２号
兵庫県三木市吉川町大沢342番地、住民票上の住所兵庫県三田市下槻瀬728番地２
債務者　浦﨑智恵美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４８号
神戸市長田区北町２丁目38番地の１　北池ビル５－Ｂ
債務者　岩本　千佳（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４９号
神戸市兵庫区本町１丁目５番８号　ダイドーメゾン兵庫本町402、従前の住所神戸市北区山田町小部字南山２番地の545　鈴蘭台パインクレスト311号
債務者　吉田　理人
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６３号
神戸市長田区腕塚町３丁目４番20号
債務者　眞喜志　實
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６５号
兵庫県三田市大原1588番地１　Ｃ棟309号
債務者　岡野　昭夫
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２９号
兵庫県伊丹市行基町３丁目80番地　栄コーポＡ－２号
債務者　竹原　鈴代
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
長崎県長崎市田手原町653番地１　彦山の森、旧住所長崎県長崎市葉山１丁目43番３号　橋本方
債務者　鈴木　絵美（旧姓鍬田）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７１９号
東京都羽村市小作台２丁目11番地２メゾンドール本間Ａ―202
債務者　宇佐見英子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９３２号
東京都羽村市小作台２丁目11番地２メゾンドール本間Ａ―202
債務者　宇佐見剛康
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４５６２号
大阪市東淀川区大桐５丁目５番１―501号、前住所大阪市東淀川区豊里１丁目３番40号
債務者　野田　優子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６２８号
大阪府池田市伏尾台２丁目10番地６棟107号
債務者　太田　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６号
熊本県球磨郡多良木町大字奥野1128番地
債務者　黒藏　佳代
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第５６１号
静岡市葵区羽鳥４丁目９番６号　シティハイツあつみ202号
債務者　石橋　絵里
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部